

令和2年度 「皆様から寄せられたご提案などの回答」		9_その他
No.	件名・内容	回答
1	<p>市職員の給料減額と特別定額給付金の活用について</p> <p>【内容】 他市町村等に見られる様に、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う厳しい社会情勢を踏まえ、市職員の給料減額と一人10万円の特別定額給付金の活用（支援金なり市民に配布する等）を実施して頂けませんでしょうか。</p> <p>（受付No.） 2-2132 受付日 令和2年5月19日</p>	<p>【市職員の給料減額について】 給料減額については、人事院勧告等を踏まえて、適切に対応していきます。 （担当）職員課（直通電話）775-5112</p> <p>【市職員の特別定額給付金の活用について】 いただいたご意見については、参考とさせていただきます （担当）新型コロナウイルス対策室 （直通電話）775-2294</p>
2	<p>国からのマスク支給不要の方の回収について</p> <p>【内容】 国から支給されるマスクが無駄にならないよう、回収して欲しい所に届け、活用できるように考えてください。</p> <p>（受付No.）2-2141 （受付日）令和2年5月25日</p>	<p>国から支給されるマスクについて、寄附をしたいという声を頂いているため、必要とされる方々につなげられるよう、受付方法などについて検討しているところです。</p> <p>（担当）新型コロナウイルス対策室 （直通電話）775-2294</p>
3	<p>印鑑登録について</p> <p>【内容】 印鑑登録のカードに関して、条例で必須という説明を受けましたが、希望制に変更できませんでしょうか。</p> <p>（受付No.）2-2167 （受付日）令和2年6月8日</p>	<p>印鑑登録及び証明に関する事務につきましては、国が示す要領に基づき各市町村が事務を取り扱うこととなっております。上尾市におきましても、国の要領に基づき「上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例」を制定し、印鑑登録及び証明事務を行っているところです。</p> <p>印鑑証明書は、土地や家屋など大切な財産の取引に必要とされる重要な書類です。従って、その発行については、必ず所有者の意思に基づき本人に対して行われる必要があります。盗用や悪用を防ぐ必要があることから、印鑑登録カードの発行が義務づけられています。</p> <p>（担当）市民課（直通電話）775-8790</p>
4	<p>年金受給者支援金の非受給者対策について</p> <p>【内容】 年金受給者支援金の非該当者の中には、このコロナウイルス感染症の騒ぎの中でも働かなければならない低所得の年金併用者がいます。そういった方にも特別手当の受給を考えて下さい。</p> <p>（受付No.）2-2188 （受付日）令和2年6月24日</p>	<p>市では、新型コロナウイルス感染症により、影響を受けている市民の方や事業者の方向けに、独自の支援策を実施しているところです。その一環として、水道料金のうち、基本料金については8月から11月に検針する4ヵ月分を全額免除することとしました。</p> <p>市民の皆様から頂いている様々なご要望を参考とさせていただき、今後の支援策を考えてまいります。</p> <p>（担当）新型コロナウイルス対策室 （直通電話）775-2294</p>
5	<p>議案の表記について</p> <p>【内容】 上尾市の町名には町名の前に「大字」等の文字のつく地名が多い。「大字」等の文字を削除することによりメリットがあると推測されるのでご検討をお願いします。</p> <p>（受付No.）2-2211 （受付日）令和2年7月16日</p>	<p>上尾市では区画整理事業において、地域住民の理解・協力のもと、大字表記を無くし、新しい町名・地番変更が実現していますが、ご指摘のとおり依然として「大字」表記の地名は多く存在しています。ご意見は理解できますが、「大字」を残して欲しいというご意見も確認する必要があります。</p> <p>大字の廃止につきましては、地方自治法260条の規定により、議会の議決が必要です。そのためには、市民の意思を尊重しつつ慎重に行なうことが最良であると考えております。</p> <p>（担当）総務課（直通電話）775-4963</p>

6	<p>自動車免許返納に伴う件</p> <p>【内容】 タクシーの値引券</p> <p>(受付No..) 2-2245 (受付日) 令和2年8月7日</p>	<p>市では今年度から、高齢ドライバーによる交通事故を防止することを目的として、運転免許証の自主返納を支援する事業を開始いたしました。</p> <p>自家用車から公共交通への移動手段の転換には、これまでと比べるとどうしても不便を感じられることかと思われます。市としても、引き続き、市内循環バス“ぐるっとくん”の充実を図りながら、市内公共交通の利便性の向上に取り組んでまいります。</p> <p>今後も、より効果的で持続可能な支援内容を検討していく中で、ご提案いただきましたタクシーの値引き券につきましては、その導入の可能性を研究してまいります。</p> <p>なお、埼玉県警でも自主返納者に対し「シルバーサポーター制度」を実施しており、協賛するタクシー事業者による代金割引等の特典もございますので、市の支援と合わせてご利用ください。</p> <p>(担当) 交通防犯課 (直通電話) 775-5138</p>
7	<p>公の書類について</p> <p>【内容】 上尾市が作成する文書について、和暦と西暦の併記をお願いします。</p> <p>(受付No..) 2-2249 (受付日) 令和2年8月11日</p>	<p>ご指摘のとおり、本市が作成する公文書の日付は、和暦のみを表記しております。公文書に西暦を併記することは、規定等の見直しが必要になることや、システム改修などが見込まれるため、今後の課題として検討してまいります。</p> <p>その一方、『広報あげお』の表紙のページなど、公文書にあたらない文書では、市民の分かりやすさ、国際化への対応などから、すでに西暦を併記しているものもございます。</p> <p>つきましては、時間や費用がかからないものから順次対応していくよう、庁内への周知を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>(担当) 総務課 (電話) 775-4963</p>
8	<p>休日の市庁舎駐車場について</p> <p>【内容】 本庁舎来庁者駐車場を閉庁日に無料開放してほしい。</p> <p>(受付No..) 2-2274 (受付日) 令和2年9月10日</p>	<p>休日の市庁舎駐車場については、大雨により河川の氾濫が予測される場合には車両退避場所としているほか、近隣にある文化センターでイベントが行われる際、駐車スペースが不足する場合の臨時駐車場としての利用など、危機管理や安全対策を図るうえで活用しています。</p> <p>休日の市庁舎駐車場無料開放につきましては、災害等による緊急利用に支障を来し、本来の目的である行政機関としての機能を発揮できないことも想定されます。</p> <p>このような状況である事から、ご要望にお応えすることが難しい状況です。</p> <p>(担当) 総務課 (直通電話) 775-5114</p>
9	<p>協議会開催の周知について</p> <p>【内容】 市主催の協議会の開催日について誰にでもわかるように開催日一覧を表示してほしい</p> <p>(受付No..) 2-2292 (受付日) 令和2年9月30日</p>	<p>審議会等の会議の公開に関する指針(平成13年上尾市告示第268号)では、「審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議を開催する日の1週間前までに次の事項を記載した会議開催のお知らせを情報公開コーナー、支所及び出張所において公表するとともに、市のホームページに掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。」としております。</p> <p>現在の審議会等の会議開催のお知らせは、各担当課のホームページでお知らせをすることになっておりますが、会議開催の日程が確定次第、速やかに掲載するよう周知に努めると共に、市ホームページの分かりやすい位置に集約するよう検討しているところでございます。</p> <p>(担当) 総務課 (直通電話) 775-5114</p>

10	<p>マイナンバーカードのICチップの不具合に伴う再発行について</p> <p>【内容】 マイナンバーカードのICチップの不具合により、カードを再発行することになりましたが、手数料がかかりました。マイナンバーカードは使用することなく保管していただけなのにICチップの不具合が生じ、再発行に手数料がかかるのは納得できません。</p> <p>(受付No.) 2-2296 (受付日) 令和2年10月2日</p>	<p>マイナンバーカードは、交付の際にお客様に暗証番号の設定を行っていただき、不具合がないことを確認しています。このため、交付後の不具合に伴う再発行につきましては手数料をいただいております。</p> <p>(担当) 市民課 (直通電話) 775-5128</p>
11	<p>事務区から自治会の移行について</p> <p>【内容】 1 いままでの事務区から自治会にどうして移行したのか、その理由 2 移行に伴う、メリット、デメリットは？ 3 自治会長等の選出方法は？ 4 市長からの任命等はあるのか？ 5 ほう賞等の手当はどうなっているのか 6 関連条例、市の規程、規約等法的根拠はあるのか？あればコピーがほしいので送って下さい。</p> <p>(受付No.) 2-2359 (受付日)</p>	<p>1. 令和2年4月1日施行の地方公務員法の改正に伴い、特別職非常勤職員の任用根拠が厳格化されたことにより、区長と区長代理を特別職非常勤職員として委嘱できなくなりました。これに伴い、従前の事務区制度の見直しを行った結果、今年度から自治会を軸とした制度に移行することとしました。</p> <p>2. メリットにつきましては、広報あげおなどの定期刊行物を各世帯へ配布するなどの市からの依頼業務が減少し、本来の自治会活動の充実に注力できるようになったことなどが挙げられます。デメリットにつきましては、長く続いてきた制度を改正するにあたり、自治会内で混乱が生じることが懸念されましたが、移行に伴う自治会への説明や連絡調整を入念に行ったことから、混乱は生じなかったところです。</p> <p>3. 自治会ごとに定められている会則や規約等に基づき、各自治会で選出されているものと認識しております。</p> <p>4. 同封いたしました「上尾市事務区設置規程」の第5条の規定により、事務区の区域内に存する主たる自治会、町内会、区会等の推薦に基づき、原則として自治会等の代表者を自治統括員として委嘱しております。</p> <p>5. 同封いたしました「上尾市自治会活動運営交付金交付要綱」に基づき、自治会等に対して自治会活動運営交付金を支払っております。なお、自治統括員個人への報酬等はお支払いしておりません。</p> <p>6. 別紙「上尾市事務区設置規程」及び「上尾市自治会活動運営交付金交付要綱」を同封いたします。</p> <p>(担当) 市民協働推進課 (直通電話) 775-4539</p>
12	<p>コミュニティセンター工事の施工体系図</p> <p>【内容】 道路からも見やすい施工体系図に作り変えるよう指導してください。</p> <p>(受付No.) 2-2420 (受付日) 令和3年1月14日</p>	<p>ご指摘をいただきました、コミュニティセンター大規模改造工事における機械設備工事業者の施工体系図につきましては、現場代理人に対して指示を行い施工業者により掲示をいたしました。また、既に掲示している標識類につきましても文字を大きくしたものを掲示いたしました。</p> <p>(担当) 施設課 (直通電話) 775-9409</p>

13	<p>コミュニティセンターのリニューアルオープンについて</p> <p>【内容】 コミュニティセンターはいつリニューアルオープンするのですか。歌やコンサート関係の事業に行きたいです。</p> <p>(受付No..) 2-2425 (受付日) 令和3年1月19日</p>	<p>コミュニティセンターの改修工事につきましては、広報あげお(令和2年9月号)にも掲載いたしましたが、本年11月までの予定で進めております。12月にはリニューアルオープンいたしますので、もうしばらくお待ちください。</p> <p>(担当) 市民協働推進課 (直通電話) 775-4539</p>
14	<p>上平地区複合施設への要望</p> <p>【内容】 3/2、上平地区の複合施設検討委員会が開かれたそうですが、さいたま市では、子ども家庭センターの中に冒険遊び場プレーパークを作って、子どもたちの居場所としての機能を果たしているそうです。上平の施設計画の中に、是非、居場所のない子どもたちの温かな受け入れ場所や、冒険遊び場プレーパークのような施設を作ってほしいと思います。</p> <p>(受付No..) 2-2485 (受付日) 令和3年3月3日</p>	<p>3月2日に開催しました「第5回上尾市上平地区複合施設検討委員会」では、上平地区複合施設の基本的事項をまとめた基本構想(案)の内容について審議し、承認されたことから、策定に至ったところです。</p> <p>基本構想は「市民が交流し、学習する場」をコンセプトとし、幅広い世代の方々が活用することで、交流を創出する施設を目指しています。設備や間取りなどの詳細につきましては、来年度以降、検討する予定ですので、上平地区複合施設が子どもたちをはじめ市民の皆さまに喜んでご利用いただけるような施設となるよう、引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>(担当) 施設課 (直通電話) 775-5115</p>
15	<p>各公民館、包括センター等の催し物を再開して</p> <p>【内容】 昨年の2月から今年の3月まで全部の催し物が中止となり、我々年寄りには外出もままならず、いままで参加していた催し物も中止となり、家で巣ごもり、運動量も激減、頭を使うことも減って、認知症、体の劣化で、たまに外に出ても体が対応できず疲れがひどく家にとじこもり状態です。新年度からは、人数制限、マスク、手洗いで各種催し物を再開して下さい。確定申告も終り、税収のメドもついたと思います。新年度はフレイル防止に力をそそいで下さい。具体的、回答を下さい。埼玉は、1年2ヶ月経っても改善は見られず、自粛自粛で疲れ果てました。もっとよく考えて市民のために頑張ってください。</p> <p>(受付No..) 2-2514 (受付日) 令和3年3月30日</p>	<p>緊急事態宣言が解除された現在においても、感染状況は厳しい状況であり、公民館事業の再開や介護予防に関する各種事業を集合型で開催することは現時点で目途が立っていない状況でございます。</p> <p>そのような状況ではございますが、認知症予防のための教室である「みのり倶楽部」や「高齢者の料理教室」は、参加者へのテキストやレシピの郵送など、非接触型の方法に切り替え再開しているほか、転倒予防のための筋力トレーニングや柔軟性・バランス能力の向上を目的とし「アッピー元気体操」をテレビで放映しております。</p> <p>引き続き、今後の具体的な事業の開催方法につきましては、感染状況を踏まえながら、検討してまいります。</p> <p>(担当) 高齢介護課 (直通電話) 775-4190 生涯学習課 (直通電話) 775-5138</p>